

**令和4年度 山梨地方労働審議会
第1回 電気機械器具製造業最低工賃専門部会 議事録**

1 日 時：令和5年2月9日（木） 午後1時28分～午後3時48分

2 場 所：山梨労働局 1階大会議室

3 出席者：公益代表：八巻委員、今井委員、高橋委員
家内労働者代表：三輪委員、小林委員、白倉委員
委託者代表：保坂委員、佐藤委員、峯岸委員
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 電気機械器具製造業最低工賃の諮問及び専門部会委員の指名について
- (2) 部会の運営等について
- (3) 意見聴取結果について
- (4) 最低工賃額について（改正審議）
- (5) その他

5 最低工賃専門部会審議

（賃金室長）

定刻より少し早いのですが、皆様お揃いいただきましたので、ただいまから、山梨地方労働審議会第1回電気機械器具製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

本日は第1回目の会議ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

本日は、全委員の皆様に御出席いただいておりますので、地方労働審議会令第8条第3項の規定により準用した同条第1項の規定により、本部会を開催し、議決することができますことを報告いたします。

また、本部会は、一般に公開しておりますが、事前に公示を行いましたところ、傍聴希望者はありませんでしたので併せて報告いたします。

（賃金室長）

続きまして、次第2の部会長の選出及び部会長代理の指名に入ります。

最低工賃専門部会の部会長につきましては、地方労働審議会令第6条第5項により、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する。」とされています。

事前に公益委員で協議等をしていただいておりますので、結果につきまして今井

委員から御報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、私から報告、推薦させていただきます。

事前に公益委員で協議した結果、部会長に、地方労働審議会本審の委員でもあります八巻委員を推薦させていただきたいと思います。

(賃金室長)

ただいま、今井委員から「部会長に八巻委員を」との御推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(委員一同)

(異議なし。)

(賃金室長)

ありがとうございます。

全会一致で部会長に八巻委員が選出されました。

続きまして、部会長代理の選出についてですが、部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第7項により「部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」とされています。

八巻部会長から部会長代理の指名をお願いいたします。

(八巻部会長)

それでは、部会長代理は、今井委員にお願いします。

(賃金室長)

ただいま、部会長から部会長代理に今井委員をとの御指名がありましたが、今井委員、いかがでしょうか。

(今井委員)

はい。

(賃金室長)

ありがとうございました。

それでは、部会長は八巻委員、部会長代理は今井委員に決まりましたので、お手元の名簿につきまして、部会長の八巻委員に二重丸の記号を、部会長代理の今井委

員に丸印の記号を記載していただきますようお願いいたします。

それでは、八巻部会長、以後の議事進行をよろしくをお願いいたします。

(八巻部会長)

部会長に選任していただきました八巻でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、最低工賃の金額改定について審議をすることとなります。各側におかれましては、事前に基本的方針について、予め書面をご提出いただきありがとうございました。限られた時間にはなりますが、慎重かつ充実した議論ができますよう、よろしくお願いいたします。

【 議事(1) 電気機械器具製造業最低工賃改正に係る諮問 及び専門部会委員の指名について 】

(八巻部会長)

それでは議事に入ります。

まず、最初の議題である「電気機械器具製造業最低工賃改正に係る諮問及び専門部会委員の指名について」、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

お手元に配付しております審議資料の1ページ目を御覧ください。

これは、1月13日に開催しました、山梨地方労働審議会電気機械器具製造業家内労働部会におきまして、山梨県電気機械器具製造業最低工賃について、改正決定の必要性があるとの御結論をいただきましたので、これを受けまして、同日付けで、山梨労働局長から山梨地方労働審議会の会長に諮問をさせていただきました、その写しでございます。

なお、家内労働法第21条第1項の規定によりまして、「審議会は、最低工賃の改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」とされております。

この専門部会の設置につきましては、令和4年11月7日に開催されました地方労働審議会の本審におきまして、本審を開催することなく最低工賃専門部会を設置することについて、あらかじめ御決議をいただいておりますので、労働局長から地方労働審議会会長へ改正諮問を行うことによりまして、本日のこの最低工賃専門部会を設置したということでございます。

また、本審におきまして、会長から、最低工賃専門部会の委員につきましても御

指名をいただいておりますので、皆様には家内労働部会に引き続き、最低工賃専門部会の委員としてお集まりいただいているところでございます。

さらに、本専門部会の部会長である八巻委員は本審の委員でございますので、地方労働審議会令第6条第8項により、本専門部会の決議をもって審議会本審の決議とすることができることとなっております。

この点につきましても、令和4年11月7日に開催されました本審において御決議をいただいているところでございます。

以上でございます。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 議事 (2) 部会の運営等について】

(八巻部会長)

それでは、次の議題である「部会の運営等について」、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

家内労働関係の審議会の運営に係る資料でございます。

本年1月13日に開催されました家内労働部会におきまして、「最低工賃の改正決定の必要性あり」との御結論をいただきましたので、同日付けで地方労働審議会会長あてに改正諮問をさせていただきました。

これに併せまして、同日に最低工賃の改正決定に係る意見聴取に関する公示を行いました。特に意見の申出はございませんでした。

これにより、本日、最低工賃専門部会を開催いたしております。

本日は、審議の上、結審いただき、御答申をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日、御答申をいただいた場合、本部会終了後、速やかに答申の内容及び異議申出に係る手続きにつきまして、労働局の掲示板に公示をいたします。

答申内容に対する異議申出の期間は、意見公示の翌日から15日以内となっておりますので、2月24日が異議申出の締切日となります。

異議の申出がなされた場合には、家内労働法第9条第3項の規定によりまして、労働局長は、当該申出について、審議会に意見を求めなければならないとされておりますので、別途地方労働審議会の本審を開催して御審議いただくこととなります。

なお、例年、異議申出はございませんが、異議申出がない場合は、異議申出の締切日が到来した後、官報公示の手続を行いまして、3月13日に公示が行われることを予定しております。

そして、官報公示後、30日経過しました4月12日に、改正された最低賃金の法定発効となります。

なお、官報公示の手続きの進行状況によっては、発効日がずれる場合がございます。

次に、資料の一番下になりますが、本日の部会報告につきましては、先般開催されました家内労働部会の報告と共に、3月9日に開催予定の地方労働審議会の本審におきまして報告することとしております。

以上でございます。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御質問、御意見等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(八巻部会長)

それでは、次に議題の(3)「意見聴取結果について」ということで、関係家内労働者及び委託者から意見聴取を実施した結果について、事務局から御説明をお願いします。

【 議事 (3) 意見聴取結果について 】

(賃金室長)

資料の9ページを御覧ください。

こちらが関係委託者及び家内労働者から意見聴取した結果をまとめた資料になります。

9ページの項目1に、意見聴取の対象者を記載しております。

委託者につきましては、家内労働実態調査において、最低工賃が設定されている業務を家内労働者に委託していると回答していただいた委託者の中から8社を選定いたしました。

家内労働者につきましては、同じく家内労働実態調査において、最低工賃が設定されている業務を受託していると回答いただいた家内労働者の中から選定しまして、5名の方から回答をいただくことができました。

項目2からは、委託者からの意見聴取結果となります。

ここから、15ページにかけて、委託者から各項目について聴取した結果を整理して記載しております。

14ページをお開きください。

2の12の現状の最低工賃設定業務に関する意見の項目ですが、先日の家内労働部会の中で、最低工賃が引き上げられた場合に内製化などに変更する可能性につきまして御議論がありましたので、こちらに聴取結果を記載しております。

8社のうち、6社においては、最低工賃が引上げられた場合でも内製化等に変更することはない、との回答となり、残る2社では、検討することになるかもしれないが、現時点では何とも言えない旨の回答でした。

次に15ページを御覧ください。

一番下の項目3から、家内労働者から意見聴取した結果を記載しております。

次の16ページをお開きいただきまして、一番下の3の4最低工賃設定業務に係る時間当たりの作業量、1か月あたりの工賃収入金額の項目を御覧ください。

家内労働部会の中で、材料等が変更される場合があることについてお話がありましたことから、この項目の と で聴き取りをしております。

aの方のみ、材料等の変更があったこと、それに伴い工賃が変更されているとの回答となり、そのほかの4名の方は、変更はなかったとの回答となりました。

次のページの項目3の5の内職に係る経費を御覧ください。

こちらの項目に、家内労働部会の中でお話のありました、材料の提供と納品場所や家内労働者が移動を要する場合の経費負担、電気代の値上げの影響について聴取をした結果を記載しております。

5名の方のうち、aの方のみ委託者の事務所へ赴いており、経費込みで工賃が決まっているとの回答があり、ほかの4名の方は御自宅が材料の提供と納品場所となっているとの回答でした。

次に電気代につきましては、電気代の値上げの影響があり、工賃の見直しもあったとしたのはaのお一人で、ほかの4人の方は、なしと回答した方が3名、多少はあると思うと回答した方が1人となりました。

なお、aの方は、受託している作業の幅が広いこと、自らはんだ槽を所有していること、1か月あたりの工賃収入額が高いことなど、ほかの4人の方と若干趣が異

なる方となっています。

次に21ページを御覧ください。

作業工程別の時間換算額を試算した資料となります。

家内労働部会の際にも同様の資料を用意いたしましたが、今回の意見聴取において把握した内容を含めまして、改めて作成し直しました。

次に23ページを御覧ください。

家内労働部会の中で、委託者の事務所などと家内労働者の自宅の距離感といったお話がありましたので、参考として作成した資料となります。

表の1行が委託者1社となり、各委託者から受託している家内労働者のお住いの市町村ごとに人数を記載した表となります。

色付けしているセルは、委託者と家内労働者が同一市町村となる組み合わせのセルとなります。

意見聴取の結果につきましては、以上でございます。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、御質問等ございますでしょうか。

(保坂委員)

よろしいですか。

aの方は、月60万円と書いてあって、先ほどの説明で、設備をもってやられていて、という話がありましたが、ちょっとほかの人と乖離がありすぎる、これは具体的にはどんな内容なんですかね。

16ページですかね。

これはいかがなものでしょう。

月60万円ではほかの方は月2万円とか3万円、量もちょっと違うようですけども。何がどういうふうに違うのか、この金額差は何でしょう。

(賃金室長)

話を伺っている範囲ではあるんですけども、請けている仕事が、この方、ビニル線やコネクターのお仕事もされているんですけども、単純に工賃の設定がされているような、より線の予備はんだやコネクターの差しだけではなく、前後の作業も含めて一連の作業として請けられているケースです。

ほかの家内労働者の方よりは幅広いお仕事ができる方でして、はんだ槽も、予備はんだをする方ではお使いになっている方もいらっしゃるんですけども、通常の場合ですと、小型の、容量の小さなものをお使いになっていることが多いん

ですけれど、この方の場合、もう少し大きな設備を御自身で持っておられたりですか、家内労働者の定義には当てはまってしまうんですが、お仕事の仕方が、ほかの人に比べると幅が広がったり、数が多かったりという違いがあると思います。

(八巻部会長)

15ページのところに書いてあるように、一連のものをやっていらっしゃって、会社に行って場所を借りてやったりとか、かなりいろんな工程を一気にやっちゃえるような方ということでしょうかね。

15ページのところに書いてあるaっていう方が同じaの方なので、そこだけ拾ってみていただくと、いろんな道具持っていらっしゃったり時間も長かったりということがわかってくるんでしょうかね。

(保坂委員)

はい、わかりました。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ほかに何か御質問とかございますでしょうか。

(三輪委員)

17ページはとらえ方だと思うのですが、今回の内職に関わる経費という部分で、電気代の値上げの影響あるかという質問に対して、ほとんどの方が無しと答えていて、基本的には電気料上がっているのに、家にいればいるほど上がるじゃないですか、ヒートガンを使っていないとかいうこともあるんですけども、基本的には上がるって答えていただいたほうが良かったかなって思いますが、まあ、とらえ方だと思うのですが、ちょっとそこが気になりました。

(八巻部会長)

仕事の中では特に電気を使っていない、という趣旨で書かれているのかなあと思われませんが。

(三輪委員)

こたつとかも使っているので、かなり電気代も上がるんじゃないかなとも思いますが。ちょっと気になったことを述べさせていただきました

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ほかに、何か気になっている点も含めて、ございますでしょうか。

(八巻部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題である最低工賃額の改正について、審議に入らせていただきますが、まず、事務局から、簡単に資料等の説明をいただけますでしょうか。

(賃金室長)

説明いたします。

資料の25ページを御覧ください。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の推移の表ですが、現在設定されている工程につきまして、過去の改正時の引上げ率をあわせて記載した表になります。

次に27ページを御覧ください。

こちらは、現在の最低工賃額、委託者が実際に支払っている工賃額、山梨県最低賃金と特定最低賃金の令和元年度の金額に対する令和4年度の金額の上昇率、その上昇率を単純に現在の最低工賃額に当てはめた場合の金額、他県の類似の最低工賃額を記載した表となります。

こちらは、必要に応じて御覧いただければと思います。

次に29ページを御覧ください。

こちらは、電気機械器具製造業最低工賃の見直し年度における、同最低工賃と山梨県最低賃金、特定最低賃金の改正状況を記載した表となります。

こちらも、必要に応じて御覧いただければと思います。

次に、31ページを御覧ください。

こちらからは、先月の家内労働部会の際にもお配りした山梨県内の経済指標の新しいデータになります。

31ページからが令和4年11月分の山梨県の鉱工業指数、57ページからが山梨中央銀行の調査月報の1月版となります。

資料の説明は以上でございます。

最後に、各側委員の皆様の控室について御案内をさせていただきます。

これから、金額審議に入りますと、家内労働者側、委託者側の委員の皆様には、それぞれ別の部屋で待機をいただくこととなります。

家内労働者側の委員の皆様には3階の相談室を、委託者側の委員の皆様には2階の相談室を控室として御用意しております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、各側の個別折衝を行う際には、この会場を使用いたしますので、控室で待

機いただいている各側委員の皆様には、この会場に足をお運びいただくこととなります。

その際には、事務局が御案内に参りますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明に関して、御質問等ございますでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(八巻部会長)

それでは、金額審議に入らせていただきたいと思います。

まず、各側から最低工賃改正に臨む基本的な御意見ということで、事前に書面をいただいておりますので、家内労働者側、委託者側の順で御発言をお願いしたいと思います。

では、家内労働者側、お願いします。

(三輪委員)

家内労働者側の見解を述べさせていただきたいと思います。

着座にて説明させていただきます。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正にあたり、労働者側委員は以下の基本的な見解に基づき、金額審議に臨みたいと考えておりますので、各側委員の御理解と御協力をお願いいたします。

1の基本方針として、新型コロナウイルス感染症の蔓延が世界経済に大きな影響を及ぼすなか、電機産業をはじめ国内製造業もサプライチェーンの混乱や消費の低迷により厳しい状況が続いております。

そのようななかでも、最低工賃は、3年毎の改定であること、山梨地方最低賃金や電気特定最低賃金が毎年引き上げられていること、急激な物価の高騰、世界情勢の不安定等を考慮するとともに、「単価を上げて欲しい」という家内労働者からの声もあり、厳しい環境下で懸命な努力をしている家内労働者の工賃について、実態に即した現実的な水準設定を望みます。

2の水準設定方針ということで、過去3年間における県内春季生活闘争賃上げ実績見合いということで、過去の実績の数値を載せております。

また、その下の地域別最低賃金、産業別最低賃金の推移という部分におきまして

も、過去の実態、地域別最低賃金、電気産別最賃も併せてですね、過去の実績を記載しております。

右のほうに、7.16%、4.92%というのを上げ幅ということで実績を載せているという状況であります。

以上早口ではありますけれども、基本的見解ということで報告させていただきました。

以上です。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

それでは続いて、委託者側委員のほうからお願いをいたします。

(佐藤委員)

それでは、佐藤のほうから。

着座にて失礼します。

このような形で見解を述べるということを想定していなかったのも、メモ程度なんですけれども。

二つ目のレ点ですね、3年に一度ということで、当然、相応の引き上げについては、協議をしていきたいという方針でございます。

ただ、一方ですね、ちょっと勉強させていただきましたけれども、家内労働法の基本趣旨、家内労働従事者の労働条件の向上、生活の安定が目的であると、ここに線を引かせていただきましたけれども、工賃を引き上げありきの議論になってしまうと、結局、発注側との需給の関係でございますので、発注者による外注ボリュームの減少を招く結果となるとも想定されるので、結果、家内労働者の生活が脅かされるという事態も想定しなければいけないというふうに考えました。現在の経済環境は非常に物価高で、我々中小企業も非常に厳しい環境でございます。単純に上げることによって、大企業さんはオッケーなんでしょうけれども、我々みたいな中小企業を中心に考えると、慎重に議論していくと、そういうふうに考えました。

今日、関係者からの意見聴取を始めて聞きましたので、その前に3人で議論しましたので、その当時の思いつく論点というのが、山梨県の工賃だから、近くの、同じような家内労働者を抱えているような県との比較で考えて、例えば長野県とかと比べて、山梨が圧倒的に高いとなると、委託者側として、発注者側からすると、長野県のほうに持って行っちゃう可能性があるということも考えなければならぬだろうなということと、あとは、3年間なので、物価相当上がってますので、電気代等なんかも一気に上がってますので、この辺をどう考慮するのかなと。後は、発注者側の負担ということで。結局、2番、3番については、今日の意見聴取の中でだ

いたい見えてきましたので、あまり電気代は気にしてないよというものもあるし、発注者も、値段上がっても変えないよというものもあるので、後は、1番の、山梨県の近隣の県との比較で考えたらいんじゃないかなと思いました。

以上です。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございました。

各側の御意見を踏まえて、何か補足で、何かこの場でございますでしょうか。

近隣の状況につきましてはですね、今日の資料だと、先ほど御説明いただいた27ページの資料と、それから、どこに委託者があるかというところで23ページに、せっかく資料作っていただいておりますけれども、例えば上野原にあるところだと神奈川県の方に出しておるところもあたりというところで、長野県だと北杜市のあたりが関係してくるでしょうかね。

近隣でというところで関係性があると思いますので、この辺り見比べていただいて、ということになるかなというふうに思います。

何か、御意見等、委員の先生方。

よろしいでしょうか。

(八巻部会長)

それでは、各側から、一通り御意見をお伺いしましたので、これから公益委員による個別折衝という形で進めていきたいと思っております。

まず、家内労働者側から、御意見を伺いたいと思っておりますので、大変お手数ですが、委託者側委員の皆様は控室で待機をお願いします。

(以下、個別に金額審議)

(議事要旨は以下のとおり。)

1 家内労働者側委員との折衝

(1) 家内労働者側委員

家内労働者側委員としては、ある程度の金額を考えてきているが、委託者側の様子がわからないので、まずは、委託者側委員の見解を聞きたい。

家内労働者側としては、最低賃金の上昇率は上回ってほしいと考えている。

その上で、折衝を行いたいとの意向を示した。

(2) 公益意見

委託者側委員の見解から伺うこととされた。

2 委託者側委員との折衝

(1) 家内労働者側の、最低賃金の上昇率は上回ってほしいという見解を説明。

(2) 委託者側委員

より及び予備はんだ付けを4銭、コイルのからげを6銭、コネクター差しを4銭あげると、それぞれ58銭で7.4%、89銭で7.2%、55銭で7.8%上がることとなつて、7.16%よりは上になるので、その辺が妥当かと思っている。

この上げ方だと、神奈川とか長野よりは圧倒的に高くなるが、実績で支払われている金額のほうが高いので、これでよいのではと思っている。

今回はこれでよいと思っているが、このペースでこのまま上がっていくと、仕事が他県に出されてしまうのではないかと思っている。

この金額であれば合意ができるのではないか。

3 家内労働者側と折衝

(1) 公益委員

委託者側委員の金額を提示。

(2) 家内労働者側委員

最低賃金は、ここ3年で8%程度の上昇率であり、それに物価高もあるので、15%の引き上げを考えている。

15%だと、より及び予備はんだ付けが62銭、コイルのからげが96銭、コネクター差しが59銭となる。

山梨県最低賃金が決まった時には、物価高が始まっていなかった、そのため、最低賃金の引上げ額で計算されるのは厳しいと考えている。

3 委託者側委員と折衝

(1) 公益委員

家内労働者側委員の見解である15%について説明。

(2) 委託者側委員

15%は引上げすぎで、議論のしようがない。

家内労働者側が7%程度といっているので7%程度にしたのだから、その見解にない数字で来るのであれば、ゼロ回答もありうる。

先ほど提示した金額以上はない。

4 家内労働者側委員と折衝

(1) 公益委員

委託者側委員の見解を伝えた。

(2) 家内労働者側委員

家内労働者側としては、1 銭でも高く設定したいという思いで15%を提示したものである。

委託者側が受け入れ困難と言われるのであれば、より及び予備はんだ付けが60 銭、コイルのからげは委託者側の提示のとおり89銭、コネクター差しが57銭までは寄り添うことができる。

5 委託者側委員と折衝

(1) 公益委員

家内労働者側委員の提示額を示した。

(2) 委託者側委員

家内労働者側がそこまで寄ってくるのであれば、より及び予備はんだ付けが59 銭、コイルのからげが89銭、コネクター差しが56銭までなら歩み寄れる。

6 家内労働者側委員と折衝

(1) 公益委員

委託者側委員の提示額を説明。

(2) 家内労働者側委員

公益委員の説明によって、委託者側委員に歩み寄っていただいたことは評価したい。

よって、委託者側委員が提示した金額を受け入れることとしたい。

(全体審議を再開)

(八巻部会長)

大変お待たせいたしました。

各側の見解及び御意見を基に個別折衝・議論を重ねた結果、ここに公益案を提示するに至りましたので、今、配付させていただいております。

(八巻部会長)

それでは、公益案を読み上げます。

変更点のみ読み上げさせていただきます。

3 の第 1 号家内労働者に係る最低工賃額の品目、ビニル線につきまして、金額、1 か所につき59銭、コイルにつきまして1 か所につき89銭、コネクターにつきましては1 端子につき56銭、ということで御提案申し上げたいと思います。

(八巻部会長)

それでは、この公益案について採決を行いたいと思います。

慣例によりまして、まず、公益案に反対の方、挙手をお願いします。

いらっしゃらないということによろしいでしょうか。

次に、公益案に賛成の方、挙手をお願いします。

全会一致で公益案に賛成ということで、この案で決定させていただきたいと思
います。

御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

(八巻部会長)

次に、発効日についてお諮りします。

本日結審となりますと、異議の申出がない場合については、法定発効として最短
で4月12日が発効日となりますが、御異議はありませんか。

(各側委員)

(異議なし。)

(八巻部会長)

続きまして、ただいまの当専門部会の審議経過等と結論を、3月9日開催予定の
地方労働審議会の本審において、報告することになります。

部会報告案を事務局が作成しておりますので、案の配付と朗読をお願いします。

時間も経過しておりますので、簡潔に読み上げていただければと思います。

(賃金室長)

それでは、部会報告案を朗読させていただきます。

案、令和5年2月9日。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦殿。

山梨地方労働審議会最低工賃専門部会部会長、八巻佐知子。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について。

本専門部会は、令和4年11月7日、山梨地方労働審議会において付託された山梨
県電気機械器具製造業最低工賃の改正について、慎重に審議を重ねた結果、別紙の
とおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

以下、お名前がございましたが、朗読は省略させていただきます。

1枚めくっていただきまして別紙になります。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃を次のように改正決定すること。

変更箇所のみ読み上げさせていただきます。

3の第1号の家内労働者に係る最低工賃額のビニル線につきまして1か所につき59銭。コイルにつきまして、1か所につき89銭。コネクターにつきまして1端子につき56銭。

4の効力発生の日につきましては、法定どおり。

次のページを御覧いただきまして、山梨県電気機械器具製造業最低工賃改正に係る審議経過の概要になります。

まず、一番下になりますが、昨年11月7日に地方労働審議会の本審を開催いたしまして、家内労働部会等の設置と部会員の指名をいただき、また、家内労働部会等の決議をもって本審決議とする専決決議について御了承いただきました。

次に、上の方になりますが、家内労働部会を本年1月13日に開催いたしまして、山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について御審議いただき、賛成多数により必要性ありとの結論をいただきました。

次に、本日2月9日、最低工賃専門部会を開催し、最低工賃の改正決定について全会一致で決議をいただきました。

以上でございます。

(八巻部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま、事務局で朗読した報告案につきまして何か御意見、御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(八巻部会長)

御異議がなければこの報告案のとおり、次回の本審に報告させていただきます。

ただいま御了承いただきました当部会の結論は、山梨地方労働審議会運営規程第10条1項及び昨年11月7日に開催されました本審での決議により、本審を開催することなく、本審の結論となることとなっております。

つきましては、当専門部会において答申を行うこととなりますので、労働局長あての答申文について、協議することとします。

答申の文案を配付していただけますでしょうか。

(八巻部会長)

それでは、事務局のほうで朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、答申文案を朗読させていただきます。

案、令和5年2月9日。

山梨労働局長、生方勝殿。

山梨地方労働審議会会長、小澤義彦。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正について、答申。

本審議会は、令和5年1月13日付け山梨労発基0113第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別紙以降につきましては、先ほど御覧いただきました部会報告案と同じ内容でございますので、朗読は省略させていただきます。

(八巻部会長)

ただいまの答申案について、何か御質問、御意見等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(八巻部会長)

よろしければ、本答申案は了承されたものとして、これから答申を行います。

(八巻部会長から労働基準部長に答申)

(八巻部会長)

それでは、労働基準部長から一言御挨拶をお願いいたします。

(労働基準部長)

皆様お疲れさまでした。

ただいま八巻部会長から、山梨県電気機械器具製造業最低工賃の改正答申をいただきました。

本年1月13日付けで地方労働審議会会長に改正諮問をさせていただきました、この最低工賃につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、原材料等の高騰や物価の上昇など雇用や経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中で、御審議いただいたところでございます。

委員の皆様におかれましては、家内労働者や委託者の置かれております状況に十

分に御配慮いただいた上で、真摯に御審議いただき、あらためて感謝を申し上げます。

今後は、本答申を尊重いたしまして、改正に向けて速やかに所定の手続を行いつつ、改正された最低工賃につきましては、関係委託者、家内労働者にしっかりと周知するとともに、その履行確保に努めてまいります。

改めまして、答申に至るまでの各委員の御尽力に心から感謝を申し上げます。答申に当たっての御礼とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(八巻部会長)

ありがとうございます。

それでは最後の議題の「その他」に入らせていただきます。

各側で何かありますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(八巻部会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

発効までの流れにつきまして、繰り返しになりますが、改めまして簡単に説明させていただきます。

本日、御答申をいただきましたので、本部会終了後、速やかに異議申出に係る意見公示をさせていただきます。

異議の申出の締め切り日は、2月24日となります。

例年、異議はございませんので、異議がなければ、官報公示の手続に入りまして、最短で、3月13日に官報公示がなされます。

その30日後の4月12日に発効となる見込みとなります。

以上でございます。

(八巻部会長)

ただいまの御説明について、何か御質問等ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(八巻部会長)

それでは、以上で本専門部会の審議を終了とさせていただきたいと思います。
なお、本日の議事録の確認は、三輪委員と保坂委員にお願いしたいと思います。
本日は、長時間にわたり御協力いただきありがとうございました。
お疲れさまでした。